

太平記における「前表」の觀念

— 史記『殷本紀』との關係 —

増 田 欣

史記の殷本紀は殷王朝の年代記である。舜によって商の地に封ぜられた契（せつ）から最後の紂まで三十世四十三代、夏の桀を伐つて殷本朝をひらいた成湯から数えて十七世三十代の諸王の事歴をしるしている。とはいっても、それら諸王のほとんどは、「祖乙崩ジ、子帝祖辛立ツ、帝祖辛崩ジ、弟沃甲立ツ」のごとく、その即位と崩御とを記録されるにとどまり、まゝ、「殷道衰へ諸侯或ハ至ラズ」とか、「帝甲淫乱ニシテ殷復タ衰フ」とかの簡単な記載をともなっているにすぎない。事蹟らしい事蹟の伝えられているのは、わずかに、契・

天乙（成湯）・帝太甲（太宗）・帝太戊（中宗）・帝盤庚・帝武丁（高宗）・帝武乙・帝辛（紂）の入王だけである。このうち、契の記事は虞書とのあいだ、帝武乙をのぞく他の六王の記事は尚書とのあいだに、いちじらしい同文關係が見られ、司馬遷はそのほとんどを

書経にもとづいて記述したもののようである。逸書の籍に拠ったとおぼしい部分もある。成湯・太宗・中宗・高宗などの諡号をもつ諸王の事蹟においては、伊尹・伊陟・傅説・祖己らの賢臣の補佐がその中心となっている点に共通した特色がある。紂の事蹟のうちで商誓と交渉のあるのはそのごく一部分にすぎないけれども、実に賢臣祖伊に関する記述である。

近代にはいつてからの殷墟発掘や卜辞史料の研究によつて、たとえば盤庚の遷都に対する疑問のごとき、尚書ならびに史記の記載の真実性が問題となっているが、史記とわが国の中世文学との交渉を探るうえでは、なにはほどの意味ももってほこない。前述の入王の事蹟のうちで太平記に關係のあるのは、成湯と帝太戊、および帝武乙と紂の四王である。ただし、成湯の名は「殷ノ湯。王之桀ヲ罰セシモ春也」（卷四、吳越鬪事）という、春季に当たつての挙兵を正当化しようとする越王勾踐のことばのなかに登場するだけである。帝武乙および紂の説話（卷三〇、殷紂王事并太公望事）については別

②稿を用意した。本稿では、帝太成の故事を中心に、太平記における「前表」の観念について考察してみたいと思う。

二

「観念の擾乱」と呼ばれている足利氏の内訌は、ついに尊氏の直義追討という事態にまで発展し、尊氏は、関東発向に際して後顧の不安を絶つ必要から、南朝への降伏を申し出た。京都奪回の機をうかがう南朝は、尊氏の術策を承知のうえで、これに応じた。いわゆる「正平の御和談」である。これによって後村上帝は、翌正平七年（一三五二）二月下旬に吉野の奥なる賀名生の行宮を発して、摂津住吉に幸じた。もとより京都へ還幸しようとしての途次である。

住吉臨幸の三日目に、勅使が神馬と幣帛とを奉納したとき、風も吹かないのに社頭の松の巨木が折れて南向きに倒れるという珍事があった。勅使が驚いて事の子細を奏聞したが、伝奏の吉田宗房は「妖、不勝、徳」と言つて一向に動じない。武者所に伺候していた伊達三位有雅が、これを聞いて、今度の京都還幸は実現しがたいと慨嘆し、

昔、殷帝大成之時、世ノ傾ズル兆ヲ呈シテ、庭前ニ桑穀之木
一夜ニ生テ、廿余丈ニハビコレリ、帝大戾懼テ伊陟ニ問給フ、
伊陟ガ申サク、臣聞、妖者不勝徳、君之政有闕、依テ、
天此、兆ヲ降ス者也、君早ク徳ヲ修シ給ヘト申ス、帝則諫メニ
順テ、政ヲ正シ民ヲ撫、賢ヲ招キ佞ヲ退ケ給シカバ、此桑穀之
木一夜ニ枯テ露霜之如クニ消ヘ失セタリキ、

と中国の故事を引いて、帝太成のごとく聖徳を政道に具現してこそ

妖を消去しうるのである、今の南朝の政道において、妖を消去しうる何程の聖徳があるのかと、眉をひそめて非難した。以上のような話を、太平記（卷三〇、住吉松折事）は伝えている。

ごく短い記事であり、引用されている中国説話もきわめて簡単である。しかし、太平記の思想を考えるのに重要な点とぐちを与えてくれる記事ではある。

三

伊達三位有雅が挙げた帝太成の故事の典拠は、太平記鈔の指摘しているとおり、史記の股本紀である。ただし、桑穀の説話は、殷王朝とは殊のほか縁が深く、三代の帝王と結びついて伝えられていた。すなわち、

(1) 天乙（成湯）に関する故事とするもの。

(4) 呂氏春秋（季夏紀、制衆）

(4) 韓詩外伝（卷三）

(2) 帝太成（中宗）に関する故事とするもの。

(4) 書経（商書「咸有一徳」）

(4) 史記（股本紀）

(4) 説苑（卷一、君道）

(3) 帝武丁（高宗）に関する故事とするもの。

(4) 説苑（前出）に続けて併せ載す。）

の三種である。太平記と同じく帝太成の故事として伝える三者のうち、書経はただ「伊陟相三太成、稟有祥、桑穀共生於朝」とあるだけの簡単な記事であり、史記と説苑とは次の表のように文章が

異なっていて、太平記の文章が、史記特有の本文を、それもきわめて忠実に訓み下していることが明瞭である。

史記	說苑
帝太戊立、伊陟為相、亳有祥、桑穀共生於朝、一暮大拱、帝太戊懼問、伊陟、伊陟曰、臣聞、妖不勝德、帝之政其有闕与、帝其修德、太戊從之、而祥桑枯死而去、	殷太戊時、有桑穀生於庭、昏而生、比旦而拱、史謂ト之湯廟、太戊從之、卜者曰、吾聞之、祥者福之先者也、見祥而為不祥、則福不 _レ 生、殃者禍之先者也、見 _レ 殃而能為 _レ 善、則禍不 _レ 至、於是乃早朝而晏退、問疾弔 _レ 喪、三日而桑穀自亡、

說苑の文章は、呂氏春秋および韓詩外伝の記事とほとんど違わない。三者の相違点をいえば、呂氏春秋では史官が卜者をして爰事の吉凶を占わしめるよう帝王（成湯）に進言したけれども王は卜者を退けて自から悟得したということになっており、韓詩外伝では帝王（成湯）が爰事の意味を賢臣（伊尹）に聞くことになっていて、說苑が、帝王（太戊）が史官の勧めに従って卜者に吉凶を占わせたとしているのと、それぞれ異なっている。說苑の（ハ）の話は、史記（殷本紀）に、帝武丁（高宗）の時に雉が鼎の耳に登って鳴いたので帝は凶事の前兆かと懼れたが、賢臣祖己の訓えによって徳を修め政道を正したので、その災厄を免れたと記されている話と錯綜して伝えられたものかもしれない。

桑穀の話は、上に見たように、中国においても幾つかの伝承がある。が、要するに、帝武乙や紂に代表される悪逆無道の君主とは対照的な聖王として、殷人の描きあげたイメージが、あるいは賢臣の

進諫に耳を傾け、あるいは未然に災厄を自得し、己れを慎んで徳を修め政道を正しうする、これら諸王の姿だったのであろう。先王の道に則った政治は、天の命にも適うところであり、不可知的な運命の支配力よりもさらに高大であるとする、王道政治に対する健やかな信頼感が、ここには示されているのであり、殷王朝の興亡史は、ただその観点からのみ綴られているのである。

四

たまたま臨幸の際に、住吉社頭の松の樹が倒れたという不吉を思わせる事象に関して、吉田宗房が動ずる様子もなく「妖不_レ勝_レ徳」とうそぶいたのも殷本紀にもとづいてのことであり、これを聞いて伊達有雅が「今ノ御政ニ於テ其徳何事ナレバカ……」と慨嘆したのもまた、殷本紀を拠り所としてのことであった。ともに殷本紀に拠っていないが、南朝の政道に対する両者の見解は、まったく対立しているのである。これに似た例は他にも見られる。

塩冶判官高貞が菟馬を進獻しようとしたとき、後醍醐帝はまず事の吉凶について下問した。洞院公賢が周の穆王の故事を引いて吉兆であると奏上したのに対し、万里小路藤房は、漢の武帝・後漢の光武帝、および周の穆王の故事をあげて不吉の前兆であると説き、あわせて建武新政の非を直諫した（巻一三、天馬事）。吉凶善惡是非曲直を判断するのに当たって、中国の故事に論拠を求めるのは、何も軍記物だけの特徵ではなく、伝統的な教養に培われた当時の知識人にとって、もつともオーソドックスな思考の方法であった。しかし、同じ周の穆王の故事を論拠にしても、「是聖明ノ徳ニ依ズ

ハ、天豈此嘉祥ヲ降シ候ハムヤ」と結論する公賢と、「今政道ノ正シカラザル所ニ依テ、房星ノ精化シテ此馬ト成テ、人ノ心ヲ蕩サムズル者也」と判断する藤房とは、その論証の方向がまったく相反しているのである。問題は、いかなる故事を引用しているかではなくて、それをいかに援用しているかという点にある。その引用のしかたを決定するものは、故事そのものにあるのではなくて、作者（論者）主体の内側にあるものだからである。

童馬進獻の話も、住吉社頭の松の樹が倒れたという話も、ともに太平記以外には所見がなく、それが史実であったか否かは決定しがたい。そのいずれであるにせよ、作者が、太平記に描かれている藤房や有雅と同じく、常ならぬ事象に不吉の前兆を感得し、それを政道の不正に対する天の警告と思弁して、君主は己れを責めて理民治世に尽瘁し、臣下は君主の誤りを直諫する、そのような政道を希求していることを示すものである点はかわらない。

正平の御和談が官方と武家方との「互ニ偽ル道」にすぎず、真に民生を安んじ国家の太平を願うための方途ではなかったことを、作者は批判し（巻三〇、吉野殿与義詮朝臣御和陸事）、また、御和談によつて吉野朝廷に参じた持明院方の公家がおのおの一級一官を下げられ、もたら南朝に伺候していた公家たちが超涯不次の恩賞にあずかったことに關しても、「若今ノ如ニテ天下定ラバ、歡ク人ハ多クシテ、悦ブ者少カルベシ、元弘一統之政道カクノ如ニテ乱レシヲ、取テ誠メトセザリケル心ノ程コソ愚ナレ」と非難している（巻三〇、准后禪門事）。政道の真情がこのようであるのに、「妖、不レ勝^タ徳」とうそぶいて反省もせず、帝に進諫する誠をもたぬ官方を、作者は有雅とともに慨嘆しているのである。

太平記によると、七年後の延文五年にも住吉社頭の楠の樹が倒れるという類似の事件があった（巻三四、住吉楠折事）。その前年の末から武家方の吉野總攻撃が重ねられ、南軍敗走の報が金剛山の奥の観心寺の行宮を悲嘆に沈ませているところへ、住吉の神主津守国量から密かに勘文が奏せられた。

今月〔閏四月〕十二日午刻ニ、当社之神殿鳴動スル事良久、其後庭前楠風不^レ吹自^レ中折テ神殿ニ倒レカ^レル、然而枝繁ク地ニ支テ横ル故ニ社壇ハ無^レ恙

という報告である。諸卿は、神殿の鳴動は不吉の前兆であり、殊に楠の樹の倒れたのは官方の棟梁たる楠氏の不運を暗示するものではないかと動揺した。そのとき、大塔の忠告僧正が、「吉凶ヲ告給ヘバ天未^レ捨^レ者也」として、和漢の故事を挙げて、「彼ヲ以テ是ヲ思フニ、叡慮徳ニ趣キ、四海ノ民ヲ安穩ナラシメント思召ス大願ヲ発シ、法味ヲ以テ神力ヲ添ラレ候ハバ、朝敵却テ御方ニ成、禍転ジテ幸ニ帰ラム事、非^レ疑所」と奏上したので、後村上帝は住吉四所大明神・日吉山王七社権現を勧請して、百日間の座不冷^{（とまやまず）}の秘法を行なった。

処も同じ住吉社頭である。風も吹かないのに樹木が倒れたという点も共通している。しかし、先には南朝の政道がきびしく批判され、このたびは、「主上毎朝ニ御行水ヲ召シ、玉体ヲ地ニ投テ、除災与楽之御祈誓ニ身ノ毛モヨ立計ナレバ、堅牢地神モ是ヲ感応シ、神明仏陀モナドカ擁護之手ヲ廻ラサレザラント、神心肝ニ銘ジケリ」と、南朝の聖徳がたたえられているのである。これはしかし、作者の政治的立場の分裂を示すものではない。変事を天の啓示と見て、己が政道の非を顧みる謙虚さの有無が、褒貶の分岐となってい

る。時に憤り、時に感激しつつ、作者は南朝の運命を同情的に見守っているのである。

忠雲僧正が挙げた和漢の故事三つの中に、

後漢光武ノ昔、庭前ナル槐木ノ高サ廿丈ニ余リタルガ、風吹ザルニ根ヨリ抜テ倒ニゾ立タリケル、諸臣、相見テ皆ヲチ恐レケルヲ、光武、天ノ告ヲ悦テ、貧キ民ニ財ヲハブキ、余レルヲ以足ザルヲ助給ヒケレバ、此槐一夜ニ又本ノ如ク成テ、一葉モ曾テ枯ザリケリ、

という、光武帝の故事がある。これに關して、太平記鈔は「本拠シラズ」とし、參考太平記は後漢書(五行志)の「〔靈帝熹平〕五年十月壬午、御所居殿槐樹、皆六七圍、自拔倒豎根在^レ上」という記事を挙げて、「光武」を「靈帝」に改めるべきだと注している。この記事は、五行志のほかに、靈帝紀の熹平五年の条にも中平五年の条にも載っているが、そのいずれのばあいも政道の是非とは關係づけられていない。忠雲の語った光武帝の故事は、後漢書の記事を素材に、殷人の伝えた桑穀の説話や鼎雉の説話によって仕立てあげられたものかと思う。交事を己が政道に対する天の譴責と享受して、きびしく自己を呵責し、民生安寧のための政策を實踐する、これが殷人の描きあげた聖王のイメージであった。太平記作者は、この箇處では、南朝の帝をそのような君主として形象しようとして試みたのである。ただ時代の現実、寺社を勧請して神仏に祈誓する以外には、具体的積極的な理民治世の策を何一つ實踐しえない帝王として描くことをしか許さなかったのであるけれども。

五

太平記作者が為政者に求めたのは、「己ヲ賣ム」る謙恭の精神であった。そこで、北条氏のかつての善政を賞しては「謙居テ仁恩ヲ施シ、己ヲ賣テ礼儀ヲ正ス、是ヲ以テ雖^レ高^レ不^レ危、雖^レ滿^レ不^レ溢」(卷一、後醍醐天皇可亡武臣御企事)と言ひ、後醍醐帝の治世を讃えては「君遙ニ天下之飢饉ヲ聞食テ、朕不徳ナラバ天子一人ヲ罪スベシ、庶民何ノ咎アリテカ此災ニアヘルト、自ラ帝徳之天ニ背ケル事ヲ歎キ思食シ、朝餉ノ供御ヲ被^レ止、飢人急民窮之施行ニ被^レ曳ケルコソアリガタケレ」(同上)と描いて、善き為政者の必須の条件と考えていたようである。したがって、この精神の欠如に対する非難を隨所に見いだすことになる。

東国に叛旗をひるがえて京都に攻めのぼった尊氏を、建武三年(一三三六)二月、九州へ追い落したというので、「此君ノ聖徳、天地ニカナヘリ、イカナル世ノ末迄モ誰カハ傾ケ申ベキ」と樂觀しきっている公家の驕慢は、「群臣イツシカ危ヲ忘レテ、慎ム方モ無リケル心ノ程コソ愚愚ナレ」と非難されているが(卷一五、主上自山門還幸事)、はたして二か月後には、勢力を挽回して筑紫から攻めのぼった尊氏によって、その安逸を破られる。再度の叡山還幸を勧め、尊氏を京都に引き入れて挾撃しようという正成の獻策は、体面に拘泥し、かつ尊氏の戦力をみくびっている坊門宰相清忠ら諸卿の反対にあう。正成を死地に追いやった、「御方小勢也ト云共、毎度敵ヲ賣メ庶サズト云事ナシ、是余ク武略ノ勝タルニ非ズ、只聖運ノ天ニ叶ヘル事ノイタス処」(卷一六、正成兵庫下向事)という公家の考え方は、同年十月、尊氏の和平交渉を容れて還幸しようとした後醍醐帝を、押しとどめようと直諫する堀口貞満(新田義貞の臣)の言葉を假りて、「今洛中数か度ノ戦ヒニ朝敵勢ヒ盛ソニノ官單頻

リニ利ヲ失ヒ候事ハ全ク戦ヒノ咎ニ非ズ、たゞ帝徳ノ欠クル処ニ候か、ニよつて御方に參ル勢ノ少キ故ニて候らずや」(卷一七、堀口美濃守貞滿欲奉抑留行幸事。神田本)と痛烈に批判される。

武家方に対しても同様である。後醍醐帝の崩後、武家の威勢はますます振い、武士は衣食に贅を尽し、茶の会や酒宴に莫大な費用を投じ、傾城や田楽に多額の財を与えるという放埒ぶりであった。国家の財政は破綻し、人民は疲弊して、飢饉・疫癘・盜賊・兵乱の止む時もない世のありさまとなった。そこで、ある人(天正本系統および流布本は夢窓国師とする)が、後醍醐帝の怨霊の祟りであるうから禪院を造営してその菩提を弔うがよろしいと進言したので、尊氏も直義も同感して天竜寺の建立に着手した。太平記はそのことを述べ、政道の貧困に起因する人災を、怨霊の祟りと考え、人力を以ては如何ともしがたい天災と感じる浅慮を指摘し、「是全ク天ノ災ヲ降スニ非ズ、只国ノ政無ニ依者也、然ルニ愚ニシテ道ヲ知ル人ナカリシカバ、天下之罪ヲ身ニ帰シテ、己ヲ責ル心無リケルニヤ」(卷二五、天竜寺事)と批判している。

天災という名のもとに自己の責任を回避しようとする怠惰を許すことのできない作者の批判精神は、真に不可抗的な災厄をも己が政道の非理に対する天の警告として享受する極端な自己呵責をさえ、為政者に要求するに至るのである。けだし、そのような要求は、王道政治に対する絶対の信仰が裏づけとなっていてこそ、はじめて可能となるはずである。

六

太平記には、前表・先表・前相・瑞相・表示などの語で、自然ないし人事的の諸現象が未然の徵表として、あまた取りあげられている。それから整理してみると、

- (1) 天変地異や怪異な自然現象に関するもの。
- (2) 現実の社会的、人事的現象に関するもの。
- (3) 未来記的性格を有するもの。

の三類に大別できる。(1)は、彗星・客星の出現、地震・津浪などの災厄や、將軍塚・八幡社殿などの鳴動、あるいは、屋上で怪鳥が鳴いたり、竜が寺院に飛び込んだり、湖上に忽焉と橋が出現したりという怪奇な現象、出陣に際しての異変などで、乱世における不安の人心をもっとも直接的に示すものであり、陰陽道との関連の強く感じられる類である。この種のものは、洞院公賢のごとき有教の知識人の日記(國太曆)にさえ、あまた書きとどめられている。(2)は、疫病・飢饉、寺社の回録なども含むが、なかんずく、人間(個人・集団)の行為、あるいは政策や戦略などに関して、未来の結果を予測する類のものに特色がある。仏教的ないし儒教的批判と提携する例が多く、作者の面目の羅如としているものに富む。(3)は、天王寺未来記や雲景未来記などに代表されるが、数多く見られる夢想や託宣・示現なども含めてよいであろう。

太平記四十巻を、北条氏の滅亡と後醍醐帝の崩御とを境にして三つの部分に分けるならば、前表の觀念は、第一部よりは第二部、さらに第三部と、漸次増加している。これを上述の種類別に検討すると、(1)はあまり偏りが見られないが、(2)は第一部にはごくわずかで、比較的 second 部に多い。人間の行為についての批判的な予言は第二部と第三部後半とに、政策や戦略に関するものは第二部と第三部

前半とに多い。(3)は第三部に比較的多い。第一部にも見えるが、未来の曙光が予知されていて、第三部における例が悲観的で閉塞的な未来の予見であるのとは著しく対照的である。

七

太平記における前表の観念を通して、作者の歴史観を考察してみようと思う。

元弘三年(一一三三)五月、新田義貞が上野国で倒幕の兵をあげた。その報に接した鎌倉の武士たちのありさまを、太平記は、「時ノ交ヲモ謀ラザル者」と、「物ノ心ヲモ弁タル人」との二つの型に集約して、対照的に描いている(巻一〇、小手指原軍事)。諸国の宮方が蜂起し、反幕の機運が高まりつつある現実を直視しえず、「東八箇ノ勢ヲ以テ日本国ノ勢ニ対シ、鎌倉中ノ勢ヲ以テ東八箇国ノ勢ニ対ス」(巻一一、諸將被進早馬於船上事。流布本)と俗諺にも謳われたかつての鎌倉幕府の兵力に対する信仰から夢さめず、今また膝下から叛軍が攻めよせてくるという事態を見ながら、なお樂觀しきっている現実認識の欠如を、「時ノ交ヲ謀ラザル」こととし、「物ノ心ヲモ弁」えざるゆえんとしているのである。

また、観応元年(一一五〇)十月に、高師直との確執から足利直義が京都を逐電した時の洛中の人々の反応も、「世之危ヲ思フ人」と「事ノ様ヲ知ラヌ(者)」との二つに集約され、対照的に描かれている(巻二八、惠源禪閣没落事)。「其(直義)ノ方様之人々、女性ナンド」によって代表されている「事ノ様ヲ知ラヌ(者)」も、

「コハイカニ成ヌル世ノ中ヅヤ」と明日の不安に替へもし、「今夜、(師直が直義を)毘ビヤカニ奉リ殺タル物也」と凶事を臆測したりもするのであって、安閑としているわけではない。ただ、「事ノ様」つまり事態の意味するところを把握しえないで、混乱の渦中でいたがらに狼狽するよりすべを知らないのである。それに対して「世之危ヲ思フ人」は、混乱の外に在って事態を客観できる人であり、社会的なひろがりや歴史的な見とおしに立って事態の意味を把握できる人であり、さらに個人的もしくは階級的利害を超えて世の行く末を憂慮する人である。

作者が「智有ル人」「才有ル人」と呼んでいるのは、この「物ノ心ヲモ弁」えた、「世之危キヲ思フ人」、つまり「未然ノ凶ヲ鑿ミ」る識者のことである。必ずしも神秘的な超人的な予知の能力をもっていることを要しない。現在の行為を因と見て、それにもとづいて未来の果を予測するだけである。したがって、問題は、その現在因を判断する基準がどのようなものであるときに、作者はそれを才智ある人の予言として同感したか、という点にある。目立つのは、神仏に対する冒瀆行為をとりあげて、その行為者の未来を、「行末如何有ランズラント、智有ル人者眼ヲ付テ怪見ケルガ」(巻二一、神興動座事)と予言している例である。「神社仏閣ニ乱入テ、戸帳ヲヲロシ神宝ヲ奪取……師子駒犬ヲ打破リテ薪トシ、仏像経論ヲ荒テ魚ヲ買」(巻三四、軍勢狼藉事)うといった乱暴狼藉は武家方と宮方とをいわず盛んに行なわれたのであったが、それらに対しては、「嗚呼、靈神為^{カミ}怨、災容濟^{カミ}岐ト云ヘリ、此勢之悪行ヲ見ニ、罪一人婦セバ、此度義貞朝臣大功ヲ立事イカバ有ランズラント、兆前ニ機ヲ見人竊ニ思^{カミ}之」(巻二〇、越後勢打越々前事)のごと

き予言が、しばしば付け加えられている。

儒教的な立場から判断されている例も多い。たとえば、遊和軒朴翁が、忠功を立てながらも不孝のために罰せられたと獅子困の話と、卑賤の出自ながら孝行の故に帝位を譲られた舜の話を受け、「尋^ニ於忠臣^ニ必於^ニ孝子之門^ニ」という孔子の言を引いて、父の尊氏を滅さんがために南朝の帝の命を假らうとする足利直冬^ノの降参をゆるし、あまつさえ彼を大将に任ずるなどは、道にもとる政策で、事の成就是期しがたいと非難した話（巻三二、直義与吉野殿合体事）などは、そのもっとも代表的なものであろう。このように、現在の因にもついで未来の果を知ろうとするとき、仏教的な因果業報観は、儒教的王道的歴史観と何ら矛盾するものではなかった。ただ注目すべきことは、太平記作者は、来世における応報には全く触れないで、あくまで「現世」の範囲内で、因果業報の理を見ようとしている点である。

八

現在因にもついで予測した未来が、作者の眼前で刻々として、現実態という動かぬ形に実現していくとき、作者の予測は、たえず裏切られねばならなかった。いわゆる第三部にはいると、それがいっそう甚しくなる。

抑今ノ世いかなる世ゾヤ、有^レ威無^レ道者^ハ必^ズ亡^ブト云置^シ先賢ノ詞にもソムキ、又百王ヲ守らんとちかひ給ひし神約も実事ならズ、又いかなる賤キ者迄も死てハ靈となり鬼となりて彼を是し此ヲ非スル理明也、況ヤ君已ニ十善ノ戒力ニよつて四海ノ尊

位ニ居シ給ひし御事なれば、玉骨ハ縦と郊原ノ土ニ朽トモ、神靈ハ定テ天地ノ間ニ留ツテ、其苗裔ヲモ守リ逆臣の威ヲ亡されんずらんとコソ存ズルニ、臣君ヲ犯せども天ノ罰モ無シ、子父ヲ殺せども神ノ忿も無シ、コハいかに成行よの中ゾヤ、（巻三四、吉野御廣上北面夢之事。神田木）、

右の文章は、吉野伺候の上北面が通世を思いたつて後醍醐帝の廟前に暇を乞ひ、泣く泣く天に訴えた嘆きの言葉であるが、また太平記作者の嘆きでもあるわけである。作者の政道観・歴史観からいって、当然滅びるはずのものがいよいよ威を振い、当然罰せられるはずのものが何らの悪報も受けずに蔓延していくのである。兆前に機を見ることのできる、智あり才ある人の予見を、力が理を制し、下が上を尅する社会変革期の現実が、裏ぎり蹂躪していくのである。

この現実を納得するためには、作者は、不可知的な前世の善因を前提しなければならなかった。仁木義長が、鶴岡八幡の児を斬殺し、八幡では駒方の神人を殺害し、伊勢では神領を押領し、五十鈴川や神路山で殺生をするなど、悪行重畏の身でありながら、なお安泰なのは、彼が前世で義長法師といつたとき五部の大乘経を書写して太神宮に奉納した、その善根が今生に応報したものである（巻三六、仁木京兆参南方事并太神宮御詔宣事）。このように考えることはよって納得しようとするのである。北条氏が九代も安泰でありえたのは、北条時政が前生が大法師時政と名のる箱根法師であったとき、六十六部の法華経を書写して六十六箇の靈地に奉納した善根によるものである（巻五、弁才天影向事）、とするのも同様である。

このように考えてくると、延元元年（一三三六）三月の多々良浜

合戦で、菊池武敏の大軍に寄せられて一度は自害まで覚悟した尊氏、直義の激励と奮闘によって遂に勝利を得たことを、「是全く菊池が不覚ニモ非ズ、又左馬頭(直義)ノ謀ニモヨラズ、只將軍天下ノ主ト成給ベキ過去ノ善因」(卷一五、多々良浜合戦事)によるものであると説いているのも、尊氏を賞賛しているように見えて、実は鎮西の宮方の柱石たる菊池氏の敗北と尊氏の勢力挽回が作者の期待するところではなかったが故に、不可知な「過去ノ善因」が持ちだされねばならなかったのであろう、ということになる。それはともかく、宮方や武家方の現世における功罪にはかかわらぬ因果の理にほかならぬとする、この論理こそ、太平記作者の政道観・歴史観の端的な表明である北野通夜物語(卷三五)の論理でもあることは注目する必要がある。遁世者・雲客・法師の三人が元弘以来三十余年におよぶ擾乱の原因を語りあり、この政道雑談において、まず遁世者は北条泰時や時頼のころの善政を称揚して、足利氏の政道を非難し、雲客は、中国の故事を挙げて、君に撫民の仁徳なく、臣に進諫の誠のない宮方を批判する。これらの意見に対して法師は、「天下之乱ヲ倩案ズルニ、公家之御禍共、武家之僻事共難ク申、只因果ノ感ズル所トコソ存候へ」といって、天竺の因果業報談をあげ、重ねて次のように結論する。

加様之仏説ヲ以テ思フニモ、臣君ヲ福シ、子父ヲ殺スルモ、今生一世之悪ニ非ズ、武士者飽ニ衣食ニ、公家ハ及ニ餓死ニモ、皆過去ノ因果ニコソ候ラメ、

遁世者や雲客のきわめて現実的な政道批判に対する第三の立場として、仏教的な因果業報観を提示することは、歴史の追求を抛棄したことでありともいえず。それは確かにそうなのであるが、作者にと

って疑うべからざる王道的歴史観と、それをたえず裏ぎりつづけて進んでいく現実の歴史とを、両つながらに認めようとするとき、「今生一生」の原因をのみ追求する立場を越えねばならなかったのである。天下が武家の手に歸したのも「時代機根ニ相萌テ、因果業報之時至ル故也」(卷二七、雲景未來記事)と説き、さらには、いったんは後醍醐帝の聖徳が北条高時の無道を滅したとして把握した元弘の乱も、「是必シモ後醍醐院之聖徳之至ニ非ズ、自滅之時致也」(同上)と再認識をするにいたるのである。

因果業報観は、もちろん、事あたらしいものではない。しかし、太平記のそれは、最初から安直に公式論的に適用されたものではない。むしろ、それを極力否定し排除しての現実的な歴史の追求から出発しながら、伝統的な教養に培われた作者の王道思想に対する信頼と、その信頼のゆえに裏ざられねばならなかったころの時代の現実の動向とを両つながらに認めようとする唯一の方法であったといふべきであらう。

注

① 貝塚茂樹編『古代殷帝国』

② 「太平記における村王説話―唱導文芸との関連にふれて」(国文学叢書、昭和37・11)

③ 宝物集(卷五)に「殷帝大戊ノ時、一夜ノ中ニ天下桑穀茂リ、釜ノ齒ヨリ雉ノ立事ノアリシ也、帝政ヲ改給ヒシカバ、其罪ナクテヤミニシ事ヲ云也」と、桑穀・鼎雉をいずれも帝太戊に関する故事として記している。

④ この記事が寛平五年にも中平五年にも記載されていることについて、劉放は「年数月日無少異者蓋必有一誤」といっている(集

解)。なお、『仁寿鏡』という我が国と中国とを対照させた年代表（鎌倉末期の成立か）にも、靈帝の熹平五年の条下に記載されている。

⑤「未然ノ凶ヲ鑑ミル」は、元弘の乱に先だって、「彼怪物共ガ天王寺之妖靈星ト歌ヒケルハ、何様天王寺辺ヨリ天下之動乱出来テ、国家敗亡シヌト覺ル、哀レ国王徳ヲ治メ、武家仁ヲ施シテ、妖ヲ消ス謀ヲ致サレヨカシ」と言つた南家の儒者刑部少輔仲範（巻五、相模入道好田兼井大專）や、建武の乱に先だつて後醍醐帝を直諫し、容れられないので隠遁した万里小路藤房（巻一三、北山殿御隠謀事）に關して言われている。

⑥釜田喜三郎氏は、諸本間の本文流動の調査から、「太平記四十巻が因果の主旨を以て貫かれるに至つたのは、卷三十五、北野通夜物語が出来上つてからである」と推定されている。

（「民族文芸としての太平記の成長―因果論を中心として―」國語と国文学 昭和18・3）

（広島大学付属高等学校教諭）